

民生委員・児童委員の

# ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

2025

8

August

特集

## 地域とともに取り組む 防災・減災のための備え ～平時から民生委員・児童委員 一人ひとりが意識すること～

事例紹介① 群馬県 榛東村民生委員児童委員協議会

事例紹介② 東京都 墨田区第7地区民生委員・児童委員協議会

- 地域住民に寄り添う民生委員・児童委員のための苦情対応のポイント 第4回  
初動が肝心! 「困った相談」にどう対応するか?
- 全民児連NEWS  
【本号の特集事例に関連】全民児連作成資料  
「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた  
民児協組織の機能・役割の発揮」の活用について
- 人権について考える 第4回  
子どもの人権と民生委員・児童委員【③守られる権利】

地域とともに取り組む

# 防災・減災のための備え



平時から  
民生委員・児童委員  
一人ひとりが  
意識すること

いつ起こるかわからない自然災害に備えるためには、民生委員・児童委員（以下、民生委員）や民児協組織だけでなく、地域住民や地域関係者と平時から防災・減災に向けた連携を深めておくことが重要です。

防災・減災は、ふだんの地域での福祉的な活動や取り組みの延長線上にあります。そのため、平時から地域の多様な主体とつながり、互いの役割を把握・共有し、民生委員の強

みを活かして連携することが大切です。また、「防災・減災」は、地域の誰にも共通するテーマであり、これまで関わりの少なかった地域資源と新たなつながりを築くうえで有効な切り口といえます。

本特集では、民児協の実践事例を中心に、民生委員の視点や役割を活かしつつ、地域とともに防災・減災に取り組むポイント等を有識者のコメントを得ながら考察します。

事例紹介 ①

## 地域関係者との

## 住民支え合いマップの作成を通じた

## 防災・減災の取り組み

群馬県 榛東村 民生委員児童委員協議会

### 1 はじめに

群馬県榛東村は、県のほぼ中央部、榛名山の東麓にある村です。人口は1万4464人、世帯数は6223世帯です（令和7年3月末現在）。

榛東村の民生委員・児童委員

（以下、民生委員）は27人（うち、主任児童委員2人）であり、充足率は100%です（令和7年4月1日現在）。

### 2 榛東村の災害リスク

榛名山系を起点とする丘陵地に唐沢川等の1級河川が9つもあるため、豪雨等の際には極度に増水し、河川氾濫や、土石流の発生リスクがあります。

ふだん、榛東村の民生委員が見守り対象としている世帯の多くが高齢者であり、なかには、身寄りのないひとり暮らし高齢者等もい

### 3 住民支え合いマップおよび個別避難計画の作成

榛東村では、社協と共催し、災害時等に民生委員をはじめとする地域支援者（自治会長、消防団員、防災ボランティア等）が、高齢者や障がい児・者等の避難行動要支援者（以下、要支援者）の安否確認等を行うため、事前に「住民支え合いマップ」（以下、同マップ）を作成しています。

同マップづくりは、平成19（2007）年度より見守りネットワーク事業の一環として社協で開始され、当初から民生委員がふだんの活動で得た地域住民の情報等を基にした災害時要支援者の把握を

行っています。同マップは、行政区（自治会）に分けて作成しており、年1回、地域支援者が集まり更新しています。

なお、同マップを通じて、災害時要支援者の自宅を民生委員が訪問し、避難行動要支援者名簿への登録も促しています。

しかし、同マップづくりをはじめた当時は、とくに、障がい者のいる世帯にアプローチしにくいといった課題がありました。そのような場合には、民生委員がいきなり訪問するのはハードルが高いため、村役場の保健師等の専門職が地域支援者の情報等を頼りに訪問等を行っています。

また、同マップとあわせて、榛東村では令和2（2020）年度から「個別避難計画」（以下、同計画）の作成も開始し、現在は185人の要支援者の計画を作成しています。

特徴的なのは、要支援者を

- S（専門職での事前避難が必要な方）
- A（専門的支援が必要な方）
- B（一般避難所での生活が困難・福祉避難所利用の検討）
- C（一般支援や見守りで生活可能）

特集 地域とともに取り組む防災・減災のための備え

事例紹介 ① 有識者からのコメント

ここが 活動のポイント！

一般社団法人  
フィールド  
FEEL Do | 代表理事 くわはら ひでふみ 栗原 英文氏

さまざまな主体が取り組む防災、災害支援、地域福祉、市民活動、福祉コミュニティづくり等をサポート、応援する活動を行っている

榛東村

の取り組みは、避難行動要支援者対策の大切なポイントをおさえた具体的な実践といえます。村と村社協が協働体制をつくり、民児協をはじめとする支援関係者もつ情報を共有し、お互いの強みを活かし、不足する点は補い合えるよう工夫しながらマップづくりや個別避難計画の策定をすすめています。

たとえば、個別避難計画における要支援者の区分は支援の重要度や緊急度に着目したもので、災害時の支援の迅速化だけでなく、平時に誰が誰と何に取り組めば良いか、準備目標が明らかになります。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定をゴールとせず、実践プロセスのなかで、地域支援者と保健師や福祉専門職との連携や情報共有、訪問活動での共同作業などを行っています。災害を見据えて見守りネットワーク事業で、民生委員が地域生活者と支援者の視点で調整機能を担っているところがポイントです。

このようにさまざまな関係者が、平時からつながり、実践を積み重ねることが災害時にも生きていきます。



地域ぐるみで住民支え合いマップを作成する様子

の4区分に分け、本人の状況にあわせて速やかな避難行動支援を可能としています。

4 地域ぐるみでの  
防災・減災に  
民生委員が取り組む意義

同マップや同計画を作成するつ

とくに、個別避難計画は、自治体によって、福祉・医療専門職のみで作成する場合もありますが、榛東村では民生委員をはじめ、地域のさまざまな方がたとともに、それぞれがもち合わせている多様な情報を確認・共有し、さらに福祉専門職（地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等）、村役場福祉・防災担当職員および社協職員が必要な情報を加筆して作成しています。

えで重要なのが、これらを作成することだけで終わらせないことです。作成を通じて、たとえば、要支援者の安否をどのように確認していくか、誰がどこに避難誘導していくか、あるいは専門職等が対応するのか、そのためにどのような連携するかなどを確認し、災害発生時に実効性のある対応につなげていくことが目的です。

その際に、地域の身近な存在であり、行政や関係機関等へのつなぎ役である民生委員こそが、地域の中心的な立場（キーマン）になると考えています。

地域住民であり行政の協力者である民生委員だからこそ、たとえ

5 今後の展望等

ば、ふだんの訪問活動等を行うなかでの要支援者に対する気づきや、住民目線での情報等を共有でき、専門職等がもち合わせている情報に必要に応じて補完するなどといった強みを活かすことができると思います。

この強みを遺憾なく発揮するには、平時から行政、社協、地域支援者等のさまざまな関係者とながつておくことで、それぞれの役割を確認するとともに、互いの知り得ている情報や気づきを共有することが必要です。地域ぐるみで行う同マップや同計画づくりは、それらを実行できる大切な機会となっています。

先述のとおり、いざという時に実効性のある取り組みにつながるには、各地区での避難訓練等も重要であると考えています。

以前にも同マップや同計画を基に避難訓練を行いました。が、あらためてすべての地区で訓練を行うとともに、そこから新たな気づきや課題等が見えてきた場合は、地域ぐるみでそれを改善するための検討を行いたいと考えています。

# 民生委員の視点や強みを活かしながら

## 地域の防災・減災意識を

### 高める取り組み

東京都 墨田区第7地区民生委員・児童委員協議会

#### 1 はじめに

東京都の区部東部に位置する墨田区は、人口は28万7766人、世帯数は17万1082世帯です（令和7年4月1日現在）。

墨田区のなかでも最も小さい地区の第7地区では、民生委員・児童委員（以下、民生委員）は18人（うち、主任児童委員2人）であり、充足率は90%です（令和7年5月1日現在）。

#### 2 墨田区の災害リスク

墨田区は、西に隅田川、東を荒川および旧中川、北は荒川放水路に囲まれた地形です。荒川が氾濫すると大きな被害が予想されるため、墨田区では積極的に防災に取り組んでいます。令和元（2019）年に大型台風が東京都を直撃した際は、近隣で声を掛け合い避難等を行った経験がありますが、幸い

にも第7地区に大きな人的被害はありませんでした。

#### 3 地域の防災・減災意識を高める取り組み

墨田区では、平成12（2000）年から高齢者や障がい者等で配慮が必要な方（以下、要配慮者）への支援のために町会を母体とする住民防災組織のなかで「要配慮者サポート隊」（以下、サポート隊）を結成している地域もあります。町会によりサポート隊の活動に違いはありますが、要配慮者の個別避難支援プランの作成や、防災訓練、災害時の避難誘導や生活支援等の役割を担っています。

要配慮者の把握や個別避難支援プランの作成にあたっては、回覧板等により、要配慮者本人や家族からの申請を呼びかけていますが、なかには、支援の必要性の自覚が無かったり、自ら声をあげること

ができない方もいます。

その際に、地域のキーパーソンとなるのが民生委員です。取り組み方は町会にも異なりますが、たとえば、行政から提供を受けた「避難行動要援護者名簿」に掲載されている要配慮者宅を民生委員が訪問した際に、個人情報開示の同意が得られれば、サポート隊への情報共有を行うといったかたちで「橋渡し」の役割を担っています。第7地区でも同様に、日ごろの

民生委員活動等のなかで、新たに、災害時に配慮が必要と思われる住民を確認した場合は町会につなぎ、災害時の対応への備えに役立てています。

このように災害時における要配慮者等を地域ぐるみでサポートできると、町会、民生委員が互いの強みを活かしてそれぞれの役割を果たすとともに、いかに平時から連携できているかが重要であると考えています。

#### 4 つながる民生委員および民児協の取り組み

第7地区では、令和5（2023）年度に「防災・減災に備えるため

の勉強会」を開催し、令和6（2024）年度には、東京消防庁都民防災教育センター「本所防災館」を見学し、災害体験等の学習を行いました。これらの機会を通じて、自分たち民生委員にできることは何か、地域ぐるみで何を備えておくべきかを考えました。

また、民生委員は「災害時対応の心得」という資料をもつようにしています。これには、平時にすべきことや、主な関係機関の連絡先、大地震等の災害発生直後から3日間の行動や4日目以降の動き等がA3サイズ1枚にまとめられており、折りたたんで携行できるようにしています。この資料があることで、各委員が災害時の対応に迷わずに済むと考えています。

この他、令和6年度に、墨田区民児協で「惨事ストレスの基礎知識と対処法」というテーマの研修を行いました。墨田区には防災・減災に積極的に取り組む民生委員が多くいる一方で、災害が起こった際に、支援者としてのストレスを、日常生活の場において長期的に抱えてしまう懸念があります。

同研修会では、惨事ストレスの

特集 地域とともに取り組む防災・減災のための備え

事例紹介 ② 有識者からのコメント

ここが活動のポイント！ 一般社団法人 フィールド FEEL Do 代表理事 くわはら ひでふみ 栗原 英文氏

第7地区

の取り組みでは、防災・減災活動が地域ぐるみの取り組みとなるよう住民主体の体制を整えるつなぎ役となり、災害をテーマにしながら日ごろの福祉活動に活かしています。要配慮者宅の訪問活動を通じて、「災害時も私のことを気にかけてくれる」という安心感が広がっているものと思います。心得を作成し全委員に周知していることは、各委員がいざというときに、迷い、困らないための良い対策例です。

惨事ストレスの研修を通じて、各委員の災害時の活動によって生じる心身の負担や疲労の軽減に対する環境整備や相談できる場づくりがすすめられています。平時から相談したり、話を聞いてもらえる環境があることで民児協内に支え合いの風土が広がることでしょう。

防災・減災活動のゴールは、災害に備え、さまざまな活動に取り組みながら、災害にも強い地域をめざすことですが、取り組めば取り組むほど、さまざまな障壁にぶつかります。今後の課題解決にも積み重ねたつながりがきっと活かされていくことでしょう。



「惨事ストレスの基礎知識と対処法」をテーマとする研修会の様子（講師：筑波大学名誉教授 松井 豊氏）

基礎知識を学び、ストレスケアとして委員個人でできることと、民

児協組織としてできることにふれ、とくに、民児協組織としてできることとしては、ふだんから会長をはじめ民生委員の仲間同士で相談できる場や雰囲気をつくられていることが効果的であると学びました。このようなことを事前に学んでおくことも、地域の防災・減災の取り組みをするうえで、間接的に活かされるものと考えています。

5 今後の展望等

今後は、地域ぐるみの防災・減災を考えるうえで、若い年代の方

新たに転居してきた方や地域とながらうとしない方などのつながりをどのようにつくっていくかが課題です。防災・減災の取り組みは、日ごろの取り組みの延長線と捉えているため、少しでも多くの方の防災・減災に対する意識を高めていくために、平時から地域のつながりを大切にしていきたいと考えています。

有識者からの総括コメント

今後の活動促進に向けたアドバイス等

避難行動要支援者対策は、災害時に自力で避難することが困難な方の支援を地域ぐるみで協力して行うことが基本です。そのためには、支援が届く体制づくりと、名簿や計画をもとに平時と災害時の具体的な運用を考える必要があります。

個別避難計画やマップづくり、避難訓練等は手段のひとつです。大切なのは要支援者一人ひとりの状況に応じた支援を丁寧にする事です。要支援者や家族の住居、立地、人とのつながりの弱さなどの災害リスクに対して、①自助・自主防災力を高めるための支援を行う、②支援者をつなぐ、③支援者同士がつながる、④地域ぐるみで取り組むことが大切です。

今後も、民生委員の安全を最優先にしつつ、要支援者の安心と安全につながるよう、地域の協力体制や情報共有、役割分担などについて、良い点を伸ばし、必要に応じて改善しながら取り組みましょう。

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

- 1 行政や関係機関、地域支援者と防災・減災の取り組みにかかる役割分担等を話しあっておきましょう。
2 地域支援者と連携・協働した要配慮者等への避難対応を確認してみましょう。

地域住民に寄り添う  
民生委員・児童委員のための

## 苦情対応のポイント

適切な対応で  
活動の負担を軽減しよう

### 初動が肝心！

## 「困った相談」にどう対応するか？

TCBTカウンセリングオフィス 新明 一星 氏

第4回

### 1. 相談対応の基本

相談対応の基本はさまざまな考え方がありますが、困難な事例であればあるほど、支援者が相談者の心理を決めつけないことが重要です。「この人は何もわかっていない」などと、確信的に相手を捉えようと、柔軟な対応ができなくなるからです。支援者には了解できない訴えであっても、一旦はその人の捉え方を了承することが必要です。

誰でも、他人の強い感情や拒絶的な態度に直面すると、感情的に反応してしまうものです。このような時、支援者が相手を諭したくなくなったり、対立的な緊張を緩和したくなくなります。

が、これは、支援者側が感情的に動揺しているサインです。支援者が自分の動揺に気づくことができれば、修正対応を早期に試みることでできるようになります。

### 2. 相手を刺激しない話し方

感情的、拒絶的な反応をする相談者の心の中では、何らかの感情が動いています。感情が湧き起こると、人は防衛的になり、物事を極端に捉える傾向があります。これは本来、生物が生存の確率を高めるために物事に敏感になり、危険を過大評価して警戒心を高める防衛機能です。

このような状況の時、その人は警戒心を高めていますから、支援者が

批判したり、自分の見解を述べたりすると、強い刺激となり得ます。相手の訴えを聞きつつ、この人にはどのような感情があるのかを想像（メタライジング）していくことが重要です。

感情とは、心の状態を反映するものです。相談者の話を聞きながら、該当する感情を想像する練習をしてみよう（例：ネガティブな感情であれば、怒り（思い通りになつていない）、不安（見通しが立たない）、悲しみ（何かを失った）、寂しさ（孤立している）など）。

### 3. 最初の対応

人は誤解されたり、意見を押し付けられると、他者を信頼しなくなる傾向があります。そのため、相手の感情を想像し、支援者がその感情に関心をもっていることを示す必要があります。

たとえば、苛立つ人に、「それは頭にきまずね」、「不安で落ち着かない様子ですね」などと、支援者側が想像している相手の心理状態を言葉で示したりします。この時点では、相手の問題の指摘や、助言はしない方が

が無難です。

どのように対応したとしても、感情的な人はすぐに落ち着くわけではありません。感情的な時には、物事を最悪な状態と捉え、今すぐなんとかすべきだと切迫的になります。このような時には、人は主観的になり、客観的な事実は見過ごされがちです。この傾向を逆手に取り、客観的な情報に話を向けます。

不満を感じている人がいるのであれば、客観的な情報（例：その人とはいつから知り合いなのか、周囲の人はどう考えているか）を聞いていきます。客観的な情報が増えてきたら、「その時、あなたはどうか感じたのですか？」などと主観を聞きます。感情的な時に主観を聞くと、現実から離れた話になり、より感情を強めることになります。それでも対話がうまく行かない時には、前述した感情の話に戻ると良いでしょう。



本号の特集事例に関連

全民児連作成資料

「災害発生時・発災後における委員の

支援・フォローの実施に向けた民児協組織の

機能・役割の発揮」の活用について

本資料の活用と実効性のある  
取り組みに向けて

本資料では、これまでに全民児連が行った被災地民児協へのヒアリング等から確認できた課題をもとに、発災時・発災後における委員へのフォローや支援を実施するにあたって民児協組織が取り組むべき「共通視点」を5つにまとめています。

それらの視点に沿って各民児協における実効性のある具体的な取り組みにつながるよう、『災害に備える 民生委員・児童委員活動に関する指針（改訂第4版）』（全民児連作成）に掲載の一部内容に加え、実践事例や全民児連評議員（都道府県・指定都市民児協代表者）による協議結果をふまえた対応策ならびに平常時から民児協内外で取り組む際のポイント

などを有識者からのコメントとあわせて示しています。

平常時から取り組む際のポイント  
（事前に民児協内外で決めておくべきこと）

- その1▶（実行等の）「タイミング」
- その2▶（実行等の）「主体」 ※必要に応じて実行等の「相手」も含む
- その3▶（取り組み等の）「方法」

なお、5つの共通視点に基づく具体的な取り組みとして、本号の特集事例にも関わるポイントを一部ご紹介します。

群馬県榛東村民生委員児童委員協議会（本号2〜3頁）では、民生委員・児童委員が、要支援者の「個別避

3. 実効性のある取り組みに向けて  
(1) 具体的な取り組み（事例）

【事例】  
発災後の被災者支援の集まりのなかで、民生委員の役割・活動範囲、活動方針等を関係機関や地域住民に周知  
(令和6年能登半島地震被災地の単位民児協)

【概要】  
▶ 発災後、関係機関等との集まりのなかで、民生委員の役割や活動方針への理解等を求めた。

タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災後、関係機関が集合できる機会が設けられたら</li> <li>○ 被災住民への支援中もしくは自主防災組織等との集まりの中で（※なお、平常時から実行できていることが好ましい）</li> </ul>
誰が	○ 会長、民児協事務局
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政や関係機関、被災住民等に民生委員の役割や活動範囲、活動方針等を周知</li> <li>○ 要支援者への支援にあたってのつなぎ先や同行訪問等の協力体制の明確化を確認</li> </ul>

実効性のある取り組みの例

難計画」の作成に協力しています。その際、要支援者を4区分に分け、本人の状況にあわせて速やかな避難行動支援を可能としているとの事例がありました。

この内容については、本資料における共通視点②「避難所運営協力や行政・社協等の協力方針や、要支援者等における具体的な支援等の実施方針、またその「タイミング」と関連します。とくに、本資料の10頁に記載の「普段の見守りや訪問活動を行う

ている方への安否確認について」という有識者からのコメントでふれられており、支援の必要性の高い方から安否確認をする方法を示唆しています。本人の状況に加え、世帯および支援者状況や周辺環境の3つの視点で優先順位を決定する参考図も掲載されていますので、取り組みの際は参考にしてみてください。

※本号特集事例のコメントや総括を執筆している、一般社団法人 F E E L D O 代表理事の 栗原英文氏

**本資料は全民児連ホームページから**  
本資料では、各民児協で5つの共通視点に基づく検討ができるよう、ワークシートも掲載しています。ぜひ本資料を活用いただき、委員の支援やフォローの実施に向けた各民児協の方針づくりや取り組み等に活かしてください。

全民児連ホームページ↓  
民生委員・児童委員/民児協関係者専用ページ  
↓2. 活動強化方策および委員活動に関する指針、方針等（PDF）

本資料のPDF版はこちら



掲載ページはこちら



# 人権について 考える—第4回—

## 子どもの人権と民生委員・児童委員 [③守られる権利]

認定NPO法人 国際子ども権利センター C-Rights代表理事 甲斐田 万智子 氏

本号では、「守られる権利」について、子どもの権利条約における4つの原則のひとつである「子どもの最善の利益」の原則を基に解説します。

### 1. 子どもの守られる権利とは

「守られる権利」とは、子どもにとって有害で危険なあらゆるものから守られる権利です。たとえば、子どもへの暴力（児童虐待）から守られることが含まれます。身体的虐待は、服で隠れるところに行われることが多いため、見つけづらいことがあります。心理的虐待や性的虐待は発見するのがさらに難しいといえます。

そのため、子どもが心理的虐待や性的虐待を受けたときに、「これは虐待・暴力なのだ」と認識できるようになるために、暴力的な言葉や脅し、大切な

ところを触られること等も虐待であり、それらから守られる権利があることを日ごろから伝えることが大事です。

### 2. 「正しい指導」と子どもの最善の利益

親としては、子どもが「良い子」に育つように良かれと思って「厳しく」しているかもしれません。しかし、それを「正しい」と思いこみ、子どもの気持ちを確認しないまましていると、その厳しさが限度を超え、暴力となります。そしてそれは子どもの脳にも影響を与えるほどエスカレートしかねません。

学校の先生も、指導しているつもりが不適切な指導となり、自殺まで引き起こしてしまうことがあります。つねに子どもの最善の利益になっているかを問いかける必要があります。

たとえば、良くないことをしたときに、どのように正してもらいたいか、

どのような指導をしてほしいか、子どもに尋ねることが重要です。

### 3. 民生委員・児童委員への期待

民生委員・児童委員の方がたは、声を荒げる、怒鳴るなどの子どもへの暴言や心理的圧力をかけるような言動も子どもの権利侵害となることを、子どもや保護者、教員、指導者に伝えてください。

また、子どもたちには、自分の身体の大切な場所を「プライベートゾーン」といい、他人に勝手に見られたり触られたりしない権利があり、被害に遭ったら、恥ずかしがらずに相談することを伝えてください。おとなには、子どもが性被害に遭ったときに、「この人なら大丈夫」と信頼してもらい、いつでも安心して相談できる関係をつくるようにしていただきたいです。

## 民鏡

建藤 洋悦

福島県民生児童委員協議会  
副会長・本紙編集委員

▼本年の一斉改選で、8期21年目になります。21年前、区長さんから民生委員・児童委員に推薦したいと声をかけられ、当時、自分は民生委員のことを何も知りませんでした。約2時間におよぶわかりやすい説明を受け、承諾したことを今も思い出します▼21年の間、いろいろありましたが、とくに、2011年3月11日の東日本大震災後、2019年の台風19号や、2021、2022年の大地震の大きな被害が今でも目に浮かんできます。2019年の水害では、担当していた親子が車で避難途中に流されお亡くなりになりました。また、道路には20センチほど水位が上がり、水道水が使えない状況のなか、安否確認し、励ましながら提供された飲料水を各戸にお配りしていただきました。振り返るとよくあのよう動けたなと思ひ出します▼他にも、小学校でのお手伝いをとおして児童とのふれ合いがで、大学生になった当時の児童から今でも連絡があり、反対に安否確認をされています。今後も地区の方がたと各行政の橋渡しを頑張っていきたいと思ひます。

民生委員・児童委員の  
ひろば 8月号  
2025 August

令和7年8月1日発行  
(毎月1回1日発行)第866号

●発行所/  
全国社会福祉協議会  
〒100-8980  
東京都千代田区霞が関3-3-2  
電話03-3581-6747

●発行人/池上 実  
●編集人/平井 庸元  
●定 価/1部10円  
(購読料は会費に含む)

ホームページを  
ご活用ください

☆全民児連ホームページ  
では、民生委員・児童委員  
制度や活動に関わる  
参考資料等を掲載して  
います!

ホームページの  
ご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ **全民児連** で検索

全国民生委員互助共励事業のホームページ **互助共励** で検索

☆全民児連ホームページ関係者専用ページパスワード **20131201**

### お知らせ

#### 熱中症に注意!

厚生労働省では、熱中症を防ぐポイントや、熱中症  
が疑われる人を見かけた際の対応などをまとめた  
「熱中症予防のための情報・資料サイト」を公開して  
います。二次元コードからご確認いただき、委員活  
動中の熱中症に気を付けるとともに、周囲の方にも  
呼びかけましょう。

